

令和6年度糸魚川市社会福祉施設 物価高騰対策事業補助金

目 的	社会福祉施設における施設光熱水費及び訪問送迎車両燃料費、食材料費の一部を補助することで、介護・障害サービスの安定的な提供を図る。
対 象 経 費	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支出した以下の経費 (1) 施設光熱水費 施設の冷暖房や照明、その他設備機器等にかかる電気、ガス、灯油代等、及び施設の水道代 (2) 車両燃料費 利用者宅への訪問及び送迎に用いる車両のガソリン、軽油代等の燃料費 (3) 食材料費 利用者に提供する食事の原材料費（訪問・相談系サービスを除く）
対 象 者	市内で介護・障害サービス事業所を運営する法人 （ただし、病院、みなし指定により居宅療養管理指導を行う診療所及び薬局を除きます）
補 助 額	対象経費(1)～(3)について、前年度（令和5年度）における額を上回る場合、増加した額の1/2を補助します。 ※ただし、補助金交付要領別表第1の基準単価を上限とします。 ※本事業全体の補助金交付申請額が市の予算の範囲を超えるときは、基準単価を調整することがあります。 【例】通所介護（通常規模型）基準単価 200,000 円の場合 ・ R6 年度支払分の光熱水費が R5 年度支払分に比べ 150,000 円増加 ・ R6 年度支払分の車両燃料費が R5 年度支払分に比べ 50,000 円増加 ・ R6 年度支払分の食材料費が R5 年度支払分に比べ 100,000 円増加 増加した額 $300,000 \times 1/2 = 150,000$ 円 ※補助額
申 請 期 限 等	申請期限：令和7年5月23日（金） 申請書類：様式その1～その3、補助対象経費計算書、経費の支出を明らかにする書類（任意の一月分） 提 出 先：糸魚川市福祉事務所介護保険係・福祉サービス係
そ の 他	同一の建物及び車両で複数のサービスを提供している場合等の取扱いについては、要領別表第1の欄外注記事項を参照ください。

【問合せ先】

〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号 糸魚川市福祉事務所
 （介護サービス事業所）介護保険係 渡辺（内線 2170）
 （障害サービス事業所）福祉サービス係 仲谷（内線 2172）
 電話：552-1511 FAX：552-8250
 E-mail：fukushi@city.itoigawa.lg.jp